

ア 地域の医療・介護の資源の把握

ホームページレイアウト（トップページ）の変更



多職種から寄せられたお役立ち情報一覧（令和3年4月～令和3年9月）

月	研修名称（団体名）	件数
4月		0件
5月	在宅歯科医療連携室「おうちでカンタン！口腔体操 動画公開」のお知らせ （在宅歯科医療連携室） 日本環境感染学会「医療施設内での新型コロナウイルス感染症対応」動画公開について ※特設ページにも公開 （日本感染環境学会）	2件
6月	市立函館病院「函病オンライン面談・カンファレンスご案内」のお知らせ （市立函館病院）	1件
7月	函館視力障害センター「市民公開講座」のお知らせ （函館視力障害センター）	1件
8月		0件
9月	「在宅系介護事業所における業務継続対策～新型コロナウイルス対策～」について ※特設ページにも公開 （6連協 ※）	1件
合 計		5件

コラム： 認定看護師の役割と活動

- 令和3年5月掲載
第6回 『がん放射線療法看護認定看護師』
社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院
放射線治療科外来 秋山 香織 様
※ 現在、がん放射線療法看護認定看護師が在籍する函館市内の病院
函館五稜郭病院・函館おしま病院
- 令和3年7月掲載
第7回 『摂食・嚥下障害看護認定看護師』
医療法人徳洲会 共愛会病院 渡邊 渉様
※ 現在、摂食・嚥下障害看護認定看護師が在籍する函館市内の病院
共愛会病院 函館五稜郭病院
- 令和3年9月掲載
第8回 『クリティカルケア認定看護師』
市立函館病院 河瀬亨哉 様
※ 現在、クリティカルケア認定看護師が在籍する函館市内の病院
市立函館病院，函館中央病院，函館五稜郭病院，共愛会病院

掲載場所 : ・新型コロナウイルス感染予防対策 特設ページ内 お役立ち情報

・お知らせ

タイトル : 在宅系介護事業所における業務継続対策について

掲載文 :

市内の在宅系介護保険事業所の各連絡協議会で構成された6連協より「新型コロナウイルス対策」について下記の通り情報提供がございましたのでお知らせいたします。

6連協とは…函館市内の下記の6つの連絡協議会

函館市地域包括支援センター連絡協議会（包括連協）

函館市居宅介護支援事業所連絡協議会（居宅連協）

函館市ホームヘルパー連絡協議会（ヘルパー連協）

函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会（デイ連協）

道南訪問看護ステーション連絡協議会（訪看連協）

函館市訪問リハビリテーション連絡協議会（訪リハ連協）

6連協からのお知らせ

この度、6連協にて新型コロナウイルスの対策について情報共有及び協議をおこない、各連絡協議会の会員事業所に対する取り組みとして、下記のような対策を講じていることを公開させていただき運びとなりました。

新型コロナウイルス感染症等による影響で事業所が休止になった場合、サービスが停止することにより利用者の生命にかかわる等の不利益が生じたり、日常生活が維持できないという状況が起きないように対応策を検討いたしました。

医療・介護関係者の皆さまにおいては、是非ご覧いただき、この取り組みについて、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

このコロナ禍において少しでも皆さまの安心につながりますことを願っております。

○4連協協働対策（包括連協、居宅連協、ヘルパー連協、デイ連協）

○訪看連協 訪問看護助け合い連盟

新型コロナウイルス等の影響により事業所が休止となった場合の 4連協協働対策

コロナ禍の現状において、今後感染拡大したときに、どう対応し在宅生活を支えていけるのか。連携のあり方やそのためのシステムを考えていくことを目的に、包括連協・居宅連協・ヘルパー連協・デイ連協の4つの連絡協議会にて懇談会を開催いたしました。有事の場合「サービスが停止することによって本当に困る人はどのくらいいるのか」などの調査を経て、その結果、4連協協働して今後の対応策や連携のあり方について検討してまいりました。

《対象》

4連協の会員事業所

《流れ》

休止となった事業所（ヘルパー、デイサービス、訪問入浴）と担当ケアマネジャーとの協議にてサービスが停止することによって日常生活の継続が困難となる利用者を抽出。

対象利用者抽出後、下記の《参考資料》にある確認シートを用いて4連協で連携し、サービス利用を継続できるよう対応していく。

《詳しくは下記のフローチャートをご確認ください》

- ・ [受入確認シートについて（フローチャート）](#)

《参考資料》

確認シート

- ・ [ヘルパー事業所用](#)
- ・ [デイ・訪問入浴事業所用](#)

訪問看護助け合い連盟

コロナ禍の現状において、今後感染拡大したときに、どう対応し在宅生活を支えていけるのか。訪問看護ステーション連絡協議会では以前から「助け合おう」という声はあがっていましたが、口頭だけではいざという時に実効性が薄いと考え、合意書作成など地域 BCP（業務継続計画）作成に向けて各ステーションに協働を求めました。その結果、17のステーションから合意を得られ、同時に課題としてあがった事案について函館市や渡島振興局などとの協議・整理も進め実現可能な形で仕組みを構築してまいりました。

《訪問看護助け合い連盟の流れ》

業務継続計画に基づき災害時、あるいは感染症等における人員不足時の職員派遣等について17の訪問看護ステーション、訪問看護室は協力しあうことに合意している。総合窓口はもうけない。応援を受けたいステーションが利用者を割り振りして相談する。責任の所在は自ステーションの利用者と同等である。

- ・訪問看護が必要な利用者へ人員が不足し、訪問できない他のステーションを応援する
- ・訪問看護が必要な利用者へ人員が不足し、訪問できない場合、応援をうける
- ・応援を依頼するステーションは（レベル分けした）必要度の高い利用者のみ依頼する
- ・応援する側の負担軽減のため、利用者を少数ずつ分担する
- ・できるだけ早く、利用者情報を具体的に応援ステーションへ FAX・メール等で伝達する
- ・訪問実績に基づき、訪問看護提供日のみの費用を後日応援ステーションへ支払う。加算等は応援を受けたステーションが受ける。報告書、計画書は応援を受けたステーションが責任をもって行う。訪問看護記録は訪問した看護師が行う
- ・緊急的状況の間に限って、訪問看護指示書やケアプランの事業所変更なく迅速に看護提供できるものとする
- ・1 か月を超えるような状況になった時には事業所変更を行うこと

【訪問看護助け合い連盟】令和3年4月

《参考資料》

- ・ [合意書](#)